

# 静岡市障がい者共生のまちづくり計画

平成30年度 ～ 平成32年度

素案

抜粋

(平成29年12月13日時点)

現時点では、計画掲載事業に予算等の裏付けはありませんので、内容は変更する可能性があります。

障がいの有無に関わらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

静岡市

平成30年 月



# 目次

## 第1章 計画策定に係る基本的事項

- 1 計画策定の趣旨 . . . 1
- 2 国の動向 . . . 2
- 3 計画の位置づけ . . . 3
- 4 計画の対象 . . . 4
- 5 計画の期間 . . . 4

## 第2章 静岡市の障がい者施策等の状況

- 1 前計画の効果測定 . . . 5
- 2 障害者手帳交付者数等の状況 . . . 7
- 3 市民アンケート調査の結果【概要】 . . . 12
- 4 本計画を効果測定する成果目標の設定 . . . 14

## 第3章 計画の目指す方向性

- 1 基本理念 . . . 17
- 2 基本目標 . . . 18
- 3 施策の体系 . . . 19

## 第4章 分野別の施策について

- 1 権利擁護・理解促進 . . . 22
- 2 生活支援 . . . 28
- 3 医療・保健 . . . 39
- 4 生活環境 . . . 41
- 5 子ども . . . 46
- 6 雇用・就労 . . . 52
- 7 社会参加 . . . 56

## 障害福祉サービス等の提供基盤の整備について . . . 61

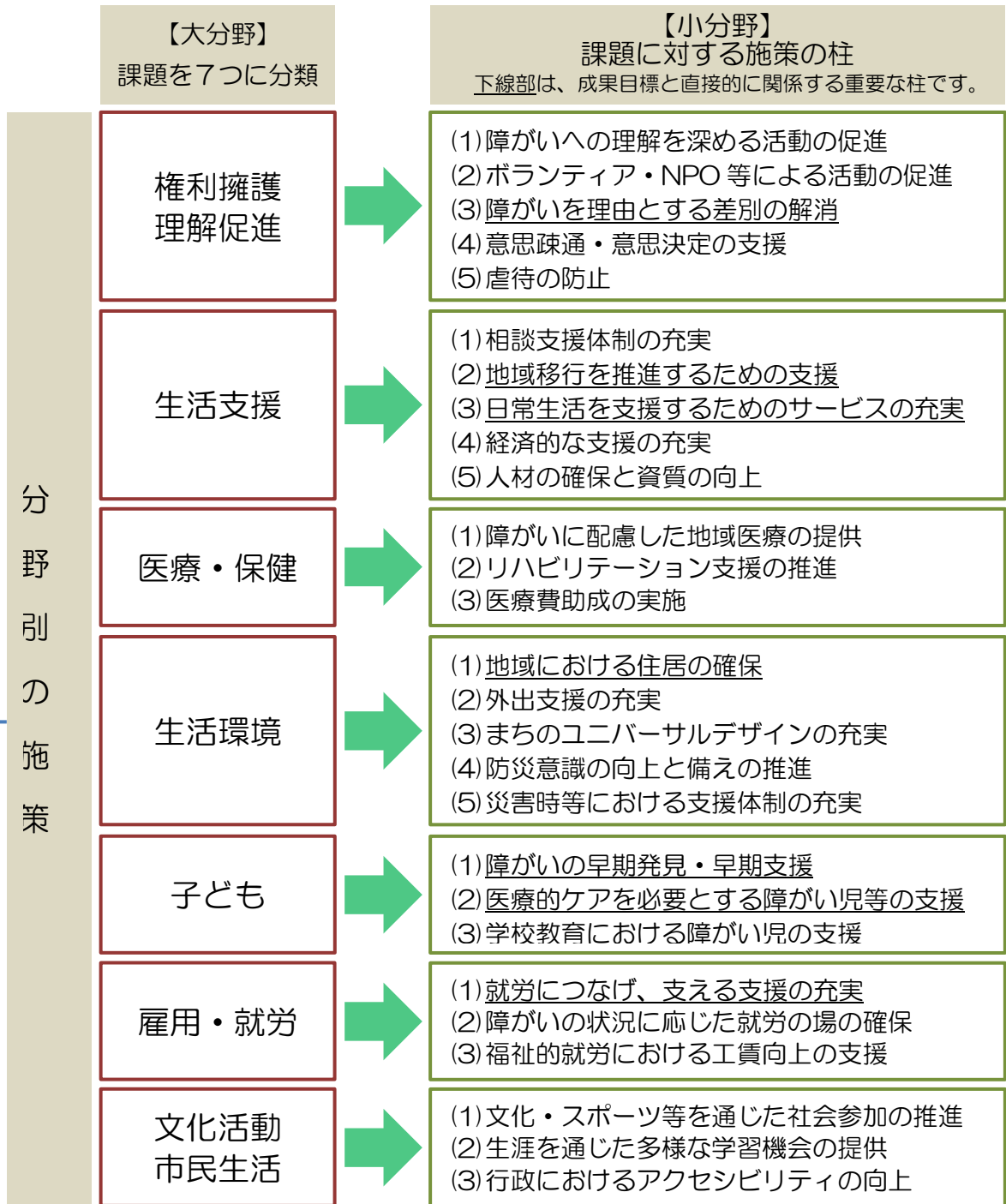
## PDCAサイクルによる計画の推進 . . . 63

## 障がい者福祉施策に係る会議体 . . . 64

### 3 施策の体系

**基本理念** 障がいの有無に関わらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生都市」の実現

**基本目標**  
 (1) 障がいの有無に関わらず権利や意思を等しく尊重すること  
 (2) 社会生活におけるアクセシビリティを向上させること  
 (3) 多様なニーズに対応したサービスで地域生活を支援すること



- ▷ 市の事業と法定サービスを関連付けて、障害福祉施策の全体像を把握・整理した。
- ▷ 法定サービスを充実させるための課題や、法定サービスが対応していない障がい者のニーズに対して、重点的に市の事業を計画・実施する。

課題解決の基礎になる。

- ・障害福祉サービス
- ・障害児通所支援
- ・相談支援

①法定サービスと結びつかない課題を解決する。

②法定サービスの量や質、効率性を向上させる。

### 具体的な取組み

#### 法定サービス

#### 市の事業

- 心のバリアフリーイベント
- 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- 障害者虐待防止対策支援事業

- 地域における障がいの理解促進事業
- 福祉ボランティアの育成
- 障害者差別解消法に基づく相談窓口の設置
- 静岡市障害者差別解消支援地域協議会の設置
- 市民後見人制度の実施

- 障害者相談支援事業
- 計画相談支援
- 自立生活援助
- 居宅介護等 訪問系サービス
- 生活介護等 日中活動系サービス
- 強度行動障がい者支援施設サポート事業

- 当事者同士による支え合いの推進
- 精神障がいに対応した地域サポートシステム
- 地域生活支援拠点の整備
- 各種手当の給付
- 介護職員初任者研修受講就労助成

- かかりつけ医等発達障害対応力向上研修
- 療養介護

- 障がい者歯科保健推進事業
- 重度障害者医療費の助成
- 指定難病医療費等の助成

- 共同生活援助
- 福祉ホーム運営補助
- 同行援護
- 行動援護
- 移動支援事業

- 民間賃貸住宅の住宅セーフティネットとしての活用
- 市街地のバリアフリー化、文字情報サインの設置
- 災害時要援護者避難支援推進事業
- 福祉避難所の確保

- 児童発達支援等 障害児通所支援
- 医療的ケア児支援コーディネーター
- 医療的ケア児支援協議会の設置

- 1歳6ヶ月児健診と連携した早期支援体制づくり
- 児童発達支援センターにおける親子教室の実施
- 特別支援連携協議会の運営

- 就労移行支援等 日中活動系サービス
- 就労定着支援

- 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座
- 「農・福 連携」の推進
- 公共施設等を活用した自主製品の販売支援

- 障害者スポーツ推進事業
- 地域活動支援センター
- 点字・声の広報等の発行

- 市民参加型舞台公演事業
- 障がい者スポーツへの理解促進と情報提供の実施
- 公職選挙における障がいのある人への配慮

## 2 生活支援 ～支え合う～

### (1) 相談支援体制の充実

障がいのある人が地域で孤立することのないように、また障がいの状態等に応じて適切なサービスの利用につなげることができるように、障がいのある人が生活の困りごとを相談できる身近な相談場所と、専門的な相談機関の両方を整備します。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
障害者相談支援事業 [障害者福祉課] [精神保健福祉課]	障がいのある人が障がいの種別に関わらず、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がいのある人及びその関係者からの相談に応じ、必要な情報及び助言の提供、支援を行うとともに、相談支援に係る関係機関との連絡調整、地域連携システム（ネットワーク）を構築するための会議を開催し、障がいのある人の自立と地域生活を支援する。	委託相談支援事業所設置箇所数 10ヶ所  基幹相談支援センター設置箇所数 1ヶ所		
⑧ 発達障害者支援地域協議会の運営 [障害者福祉課]	発達障がいのある障がい児者へのライフステージに応じた一貫した支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者が連携の緊密化を図り、体制の整備について協議を行う。また発達障害者支援センターの活動状況について検証を行う。	開催回数 2回		
発達障害者支援センターの運営 [障害者福祉課]	発達障がいのある障がい児者及びその家族からの相談に応じ、適切な指導または助言を行い、関係機関との連携を図り支援を行う発達障害者支援センターを運営する。 併せて障がいへの理解促進や関係機関へのコンサルテーション（助言）を行い、地域の支援力の向上や緊密な連携による支援体制の構築を目指す。	センター設置箇所数 1ヶ所 相談件数 3,780件 関係機関コンサルテーション（助言）件数 50件 市民および外部機関向け講座開催 27回		
計画相談支援 [障害者福祉課]	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がいのある人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービス等の利用状況の検証と計画の見直し、その他サービス事業所等との連絡調整を行う。	利用者数 3,920人	4,095人	4,270人
		相談支援専門員 30人      32人      33人		
障害児相談支援 [障害者福祉課]	サービスを利用する児童の心身の状況、その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類及び内容等を記載した「障害児支援利用計画」の作成やサービス事業所等との連絡調整を行う。また、モニタリング期間ごとに「障害児支援利用計画」の評価を行う。	利用者数 1,459人	1,804人	2,150人
		相談支援専門員 26人      32人      38人		

(5) 人材の確保と資質の向上

障害福祉サービスを利用する人は増加傾向にあり、障がいの多様化により、支援が困難なケースも目立つようになってきています。

福祉人材の不足により、サービスを希望通りに利用できないことがないよう、人材の確保に取り組むとともに、より質の高い支援を提供することができる人材の育成にも取り組めます。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
発達障害者家族支援体制整備事業 [障害者福祉課]	発達障がい児者の相談・助言を家族等の立場で行うペアレントメンター等の養成や学校や事業所を訪問し、支援する人の資質向上を図るほか、障がい児者及びその家族の支援を関係機関と連携して行う。	ペアレントメンター・地域サポーター養成研修実施回数 6回 学校・事業所等訪問支援 30ヶ所		
重症心身障がい児(者)を支援する人材の確保・養成 [障害者福祉課]	重症心身障がい児(者)との触れあいの体験や出前講座等により障がい児者への理解促進や障がい児者目線で支援する人材を養成する。	開催回数  9回	9回	9回
㊦ 強度行動障がい者支援施設サポート事業 [障害者福祉課]	強度行動障がいのある人を現に受け入れている入所及び通所施設において、専門家から実践による支援へのアドバイス、サポートを受け、地域における支援技術の向上と入所と通所施設が連携した支援体制を構築する。 第5期計画期間中は支援体制の中心を担うことができる入所施設をモデル施設として集中的にサポートする。	派遣回数(各年度) 通所施設 24回 入所施設 6回		

### 3 医療・保健 ～健康を保つ～

#### (1) 障がい者に配慮した地域医療の提供

障がいがあることにより医療機関にかかることができず、障がいや病気等の状態がさらに悪化してしまう場合があります。

障がいのある人に対しても、障がいのない人と同じように医療が提供されるよう、ニーズに対応した体制を整備します。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
かかりつけ医等 発達障害対応力 向上研修事業 [障害者福祉課]	発達障がい児者が日頃より受診する診療所の主治医等に対して、国の研修内容を踏まえた研修を実施し、発達障がいへ対応する環境を整備する。	研修実施回数 1回		
療養介護 [障害者福祉課]	医療の必要な障がい児者で常に介護が必要な人に対し、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行う。	利用者数		
		102人	102人	101人
		事業所数（定員数）		
		2ヶ所 (220人)	2ヶ所 (220人)	2ヶ所 (220人)



## 5 子ども ～育てる・学ぶ～

### (1) 障がいの早期発見・早期支援

障がいを早期に発見し、適切に訓練等を行うことができれば、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上につながる場合があります。

障がいの早期発見と、療育の提供の体制を充実させます。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
児童発達支援 [障害者福祉課]	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	利用者数		
		304人	344人	384人
		累計利用日数/月		
2,825日	3,088日	3,350日		
事業所数				
30ヶ所	36ヶ所	41ヶ所		
医療型児童発達支援 [障害者福祉課]	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等と治療を行う。  ※市内及び近隣市町に医療型児童発達支援を実施する事業所がなく、また支給決定を受けている人もいないため、活動目標を定めていない。	利用者数		
		—	—	—
		累計利用日数/月		
—	—	—		
事業所数				
—	—	—		
放課後等デイサービス [障害者福祉課]	就学している児童に対し、授業終了後や休業日に生活能力向上のための訓練や社会交流促進活動等を行う。	利用者数		
		1,330人	1,518人	1,705人
		累計利用日数/月		
17,840日	20,362日	22,870日		
事業所数				
95ヶ所	111ヶ所	125ヶ所		
保育所等訪問支援 [障害者福祉課]	障がい児支援に関する知識及び指導経験がある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な指導を行う。	利用者数		
		14人	17人	19人
		累計利用日数/月		
14日	17日	19日		
事業所数				
1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所		
㊦ 居宅訪問型児童発達支援 [障害者福祉課]	障害児通所支援を受けるために外出することが困難な重症心身障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う。	利用者数		
		10人	10人	10人
		累計利用日数/月		
10日	10日	10日		
事業所数				
1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所		

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
福祉型障害児入所支援 [児童相談所] [障害者福祉課]	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行う。  ※市内事業所の定員数を超える分の利用者は、市外の施設に入所。	利用者数		
		31人	31人	31人
		事業所数（定員数）		
		1ヶ所（20人）	1ヶ所（20人）	1ヶ所（20人）
医療型障害児入所支援 [児童相談所] [障害者福祉課]	障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。	利用者数		
		27人	27人	27人
		事業所数（定員数）		
		3ヶ所（280人）	3ヶ所（280人）	3ヶ所（280人）

市の事業	
事業名	事業の概要
㊦ 1歳6か月児健診と連携した早期支援体制づくり [子ども家庭課] [障害者福祉課]	1歳6か月児健診を通じて、発達が気になる子を見極め、あそびを通じて発達を促す親子教室につなげる。また、引き続き支援が必要な子は、次の支援教室につなげ、乳幼児期における切れ目ない支援体制をつくる。
児童相談所の運営 [児童相談所]	児童福祉司等の専門職員が、障がいのある児童の療育や入所等の相談に対応する。
障がい児保育事業 [こども園課]	子ども達が、障がいの有無に関わらず、共に育ちあうために統合保育を実施する。また、専門家による巡回指導や、保育教諭を対象とした専門知識・保育技術の向上のために研修を行う。
障がい児保育助成事業 [幼保支援課]	私立園における障がい児の受け入れを促進するとともに、当該児童に対する保育を円滑に実施するために、民間保育所等補助金「障害児保育に係る職員の支援を行う事業」において、障がい児等の受入に係る職員配置等に要する経費について、対象児を受け入れている私立園に対し補助を行う。
母子保健事業 [子ども家庭課]	保健福祉センターや委託医療機関で、疾病や発達障がい等の早期発見のため、乳幼児健康診査を行う。また、専門相談、事後フォロー教室及び親支援事業につなげることにより、子どもの発達や育児への不安に対応する。
幼児言語指導事業 [学校教育課]	言語に遅れのある幼児の構音障害などの改善・言語発達促進のために、言語指導・園訪問・教室参観会の実施、保護者会の開催、言語相談の実施、移行支援関係書類の作成、関係機関との連絡会を行う。
放課後児童クラブにおける職員加配 [子ども未来課]	放課後児童クラブにおける障がい児受入を促進するため、受入に必要な放課後児童支援員等の加配を実施する。
レスパイト事業補助 [障害者福祉課]	重症心身障がい児の家族が安心して子どもを託せる場を確保するために、放課後等の預かりを実施する団体に対して補助金を交付する。
母子療育訓練センターの運営 [障害者福祉課]	障がいのある児童及び保護者に対し、通園の場を設けて適切な療育、訓練や指導等を実施する「静岡市清水うみのこセンター」を運営する。
児童発達支援センターにおける親子教室の実施 [障害者福祉課]	「静岡市中心身障害児福祉センターいこいの家」において、こども園等の集団に入る前で、発達が心配な子どもを対象に、親子教室を開催する。

### (3) 学校教育における障がい児の支援

障がいがあることによって、障がいのない子どもと同じように学校に通うことができなかつたり、進学や進路選択で特に困難を感じたりすることがあります。

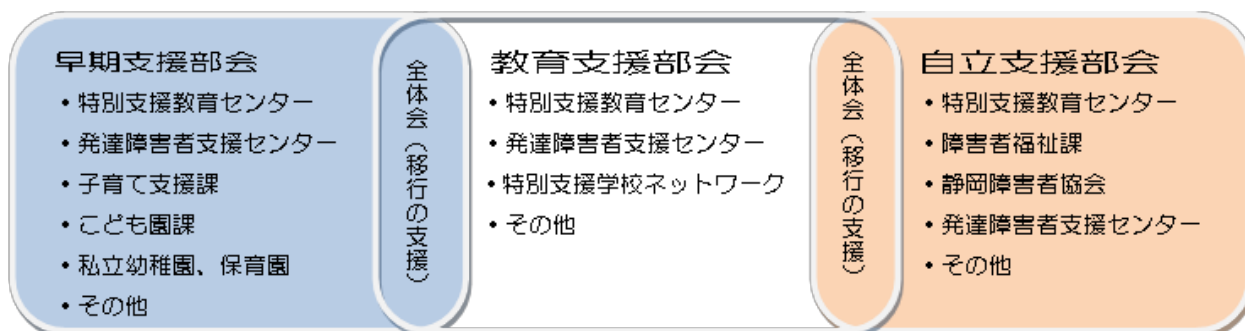
障がいがあっても教育を受ける権利が保障されるよう、学びの環境を整備します。

市の事業	
事業名	事業の概要
障がいのある児童生徒への就学支援 [学校教育課]	障害のある幼児・児童・生徒の適正な就学先決定のために、医学・教育学・心理学などの専門家による就学支援委員会において、障がいのある幼児・児童・生徒の審議を行う。
特別支援教育推進事業 [学校教育課]	適正な就学につなげる相談や支援のために、依頼に基づき認定こども園・幼稚園・保育所・障害児施設・小、中学校などに特別支援相談員等が訪問し、対象児の観察と検査、保護者や職員との面談を実施する。
特別支援教育研修会の開催 [学校教育課]	通常学級、特別支援学級、通級指導教室の担当教諭を対象に、特別支援教育の理解啓発、専門性の向上を図り、各園・学校の特別支援教育を推進する人材を育成するため、特別支援教育に関する研修会を計画実施する。
特別支援教育進路指導協議会による進路指導 [学校教育課]	市立中学校特別支援学級及び国立並びに県立知的特別支援学校の生徒に対し、適正な進路及び就職後の指導をすると同時に、雇用者相互の協力と地域社会の特別支援教育に対する認識を深めるために、進路懇談会・進路合同説明会・卒業生激励会の開催、機関誌の発行等を行う。
特別支援教育就学奨励費補助金交付事業 [学事課]	小・中学校の特別支援学級等への就学の事情を考慮し、学校給食費、学用品・通学用品購入費、修学旅行費、通学費、校外活動費等に対し、特別支援教育就学奨励費補助金を交付し、保護者の経済的負担の軽減を図る。
Ⓢ 特別支援連携協議会の運営 [学校教育課] [障害者福祉課] [子ども未来課]	特別な支援を必要とする生徒に対して、総合的な相談及び支援を行うため、連携のあり方や各機関の役割等について協議する。 地域で一貫した相談及び支援体制を構築するため、部会を設け、各発達段階における連携について協議する。

～特別支援連携協議会について～

協議会は、以下の3つの部会により構成される。

- (1) 早期支援部会 (主に0歳から6歳までを対象とする。)  
障がいのある乳幼児の相談・支援や連携について協議する。
- (2) 教育支援部会 (主に6歳から15歳までを対象とする。)  
障がいのある児童生徒の相談・支援や連携、合理的配慮について協議する。
- (3) 自立支援部会 (主に15歳以上の生徒及び学生を対象とする。)  
障がい者の自立および進路に関わる相談・支援や連携について協議する。



各部会の支援の谷間を「全体会」によってつなぎ、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供します。

## 6 雇用・就労 ～働く～

### (1) 就労につなげ、支える支援の充実

障がいがあることによって就労が困難であったり、就労しても職場に定着することができず離職してしまうことがあります。

障がいのある人の社会参加と自立支援のため、就労を支援する施策を充実させます。

法定サービス				
事業名	事業内容	活動指標		
		H30	H31	H32
就労移行支援 [障害者福祉課]	就労を希望する人に対し、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。	利用者数		
		203人	215人	227人
		累計利用日数/月		
		3,865日	4,220日	4,574日
		事業所数		
		17ヶ所	18ヶ所	18ヶ所
㊦ 就労定着支援 [障害者福祉課]	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がい者に対し、企業や関係機関等との間で就労定着に向けた支援を行う。	利用者数		
		71人	139人	191人
		累計利用日数/月		
		71日	139日	191日
		事業所数		
		3ヶ所	4ヶ所	5ヶ所

市の事業	
事業名	事業の概要
就職面接会の開催 [商業労政課]	市内企業の障害者法定雇用率向上を目指すとともに、障がい者雇用に対する理解を深めるために、企業と就職を希望する障がいのある方が一堂に会し、情報交換・個別面接を行う場を提供する。
㊦ 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 [商業労政課]	精神・発達障がいに関する正しい理解の浸透を図り、障がいのある方にとって働きやすい職場環境づくりを促進するために、企業で働く一般の従業員を主な対象として、精神・発達障がいの特性や、共に働く上でのポイント等、基礎的な知識や情報を得る機会を提供し、職場における応援者（しごとサポーター）を養成する。
障がいのある学生のインターンシップの受入 [障害者福祉課 等]	障がいのある学生に対してインターンシップの機会を提供し、就労意欲の向上を図る。
静岡市役所での障がい者雇用 [人事課] [教育総務課] [水道総務課]	障がいのある人の就労を促進するため静岡市役所における障がい者雇用を促進し、法定雇用率の達成を目指す。

静岡市ワークステーション の設置 [障害者福祉課]	静岡市役所内の軽作業等を切り出し、障がいのある職員に集約して担当させるワークステーションを設置し、法定雇用率の達成を目指すとともに、一般企業等への就労を支援する。
---------------------------------	---

## 障がい者福祉施策に関する会議体

会議体の名称		根拠法令	役割	
静岡市障害者施策推進協議会		障害者基本法	(1) 障がい者計画の策定にあたり意見を述べること (2) 障がい者に係る施策の推進について、①必要な事項を調査・審議すること及び②施策の実施状況を監視すること (3) 関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査・審議すること	
個別法により設置する会議体	静岡市障害者自立支援協議会 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">                         地域生活支援部会  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">                             ALPA-人材確保プロジェクト (H28～)                         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">                             強度行動障がいプロジェクト (H27～)                         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 2px;">                             地域生活支援拠点プロジェクト (H28～)                         </div> </div> 権利擁護・虐待防止部会 就労支援部会 相談支援事業評価部会 地域移行支援部会	障害者総合支援法	地域における障がい者等への支援体制について、①課題を共有すること及び②地域の実情に応じた体制の整備について協議すること  ※ 協議を経て、継続的に課題について審議し、課題解決に向けた方策・取組みが必要と思われるものについては、下部組織として部会（プロジェクト）を設置することができる。 プロジェクトは具体的な対応策の実施まで継続する。	
	静岡市障害者差別解消支援地域協議会		障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消を効果的かつ円滑に行うため、①必要な情報交換を行うこと、②相談事例を踏まえて差別解消に関する協議を行うこと及び③関係機関で差別解消に関する取組みを行うこと
	静岡市発達障害者支援地域協議会 ↑↓ 緊密に連携 <div style="border: 2px dashed blue; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                         特別支援連携協議会                     </div>		発達障害者支援法	発達障がい者等への支援体制の整備についての協議や関係者の連携の緊密化を図るとともに発達障害者支援センターの活動状況等についての検証を行うこと
	医療的ケア児支援協議会		児童福祉法	日常生活を営むために医療が必要な障がい児が、適切な支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うこと